

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認広島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 10 件 |
| 国民年金関係                        | 1 件  |
| 厚生年金関係                        | 9 件  |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 2 件  |
| 厚生年金関係                        | 2 件  |

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から56年1月まで

私の国民年金加入手続については、妻が昭和50年4月に行うとともに、国民年金保険料は、妻が市役所から送られてきた納付書により、夫婦二人分を農協の支店か近所の銀行で納付していた。

しかし、申立期間の保険料の納付記録が無く、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が昭和50年4月に自分に代わって国民年金加入手続を行うとともに、夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付していたと申し立てているところ、申立人の同年4月から54年12月までの保険料及び申立人の妻の49年11月から55年5月までの保険料は現年度納付されており、申立期間のうち55年1月から同年5月までの期間については、申立人の妻の保険料は納付済みとなっている。

また、申立人の妻は、昭和55年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、市役所において同年4月から同年6月までの3か月分の保険料に係る納付書を同年4月及び同年5月の2か月分のものに訂正する手続を行った上で、当該保険料を同年7月26日に銀行で納付していることが、申立人から提出された納付書兼領収書の控えにより確認できるとともに、申立人は、同年6月2日付けで強制加入から任意加入への種別変更をしていることが社会保険庁のオンライン記録等により確認できる。

以上のことから、申立人の昭和55年4月から同年6月までの保険料が納付され、旧国民年金法附則第6条の2の規定により、同年6月2日にさかのぼって強制加入被保険者から任意加入被保険者への種別変更が行われたものと推

認できる。

一方、申立人は昭和 55 年 7 月 23 日に被保険者資格を喪失した後、56 年 2 月 2 日に資格を再取得しており、これは申立人が所持する国民年金手帳に記載された資格記録と一致することから、申立期間のうち 55 年 7 月から 56 年 1 月までの期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は当該期間の国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、納付を担っていたとする申立人の妻は、金融機関で納付したはずであり、被保険者資格の得喪手続についてはよく覚えていないと供述しており、このほか、申立人が昭和 55 年 7 月から 56 年 1 月までの保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月25日及び17年7月30日に、その主張する標準賞与額（平成16年12月25日は10万円、17年7月30日は8万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を16年12月25日は10万円に、17年7月30日は8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月25日  
② 平成17年7月30日

平成16年12月25日及び17年7月30日にA社により支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、当該標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳及び給与所得源泉徴収票により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（平成16年12月25日は10万円、17年7月30日は8万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理の誤りから申立期間当時に賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与支払届を提出したのは平成21年7月14日であるとして、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月25日及び17年7月30日に、その主張する標準賞与額（平成16年12月25日は7万円、17年7月30日は6万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を16年12月25日は7万円に、17年7月30日は6万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月25日  
② 平成17年7月30日

平成16年12月25日及び17年7月30日にA社により支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、当該標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳及び給与所得源泉徴収票により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（平成16年12月25日は7万円、17年7月30日は6万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理の誤りから申立期間当時に賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与支払届を提出したのは平成21年7月14日であるとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月25日及び17年7月30日に、その主張する標準賞与額（平成16年12月25日は7万円、17年7月30日は7万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を16年12月25日は7万円に、17年7月30日は7万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月25日  
② 平成17年7月30日

平成16年12月25日及び17年7月30日にA社により支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、当該標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳及び給与所得源泉徴収票により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（平成16年12月25日は7万円、17年7月30日は7万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理の誤りから申立期間当時に賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与支払届を提出したのは平成21年7月14日であるとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月25日及び17年7月30日に、その主張する標準賞与額（平成16年12月25日は3万円、17年7月30日は6万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を16年12月25日は3万円に、17年7月30日は6万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月25日  
② 平成17年7月30日

平成16年12月25日及び17年7月30日にA社により支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、当該標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳及び給与所得源泉徴収票により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（平成16年12月25日は3万円、17年7月30日は6万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理の誤りから申立期間当時に賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与支払届を提出したのは平成21年7月14日であるとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月25日及び17年7月30日に、その主張する標準賞与額（平成16年12月25日は12万円、17年7月30日は11万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を16年12月25日は12万円に、17年7月30日は11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月25日  
② 平成17年7月30日

平成16年12月25日及び17年7月30日にA社により支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、当該標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳及び給与所得源泉徴収票により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（平成16年12月25日は12万円、17年7月30日は11万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理の誤りから申立期間当時に賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与支払届を提出したのは平成21年7月14日であるとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月25日及び17年7月30日に、その主張する標準賞与額（平成16年12月25日は8万円、17年7月30日は7万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を16年12月25日は8万円に、17年7月30日は7万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月25日  
② 平成17年7月30日

平成16年12月25日及び17年7月30日にA社により支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、当該標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳及び給与所得源泉徴収票により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（平成16年12月25日は8万円、17年7月30日は7万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理の誤りから申立期間当時に賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与支払届を提出したのは平成21年7月14日であるとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月25日及び17年7月30日に、その主張する標準賞与額（平成16年12月25日は12万円、17年7月30日は11万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を16年12月25日は12万円に、17年7月30日は11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月25日  
② 平成17年7月30日

平成16年12月25日及び17年7月30日にA社により支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、当該標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳及び給与所得源泉徴収票により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（平成16年12月25日は12万円、17年7月30日は11万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理の誤りから申立期間当時に賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与支払届を提出したのは平成21年7月14日であるとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成 17 年 7 月 30 日に、その主張する標準賞与額（6 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 6 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立ての要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 30 日

平成 17 年 7 月 30 日に A 社により支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたにもかかわらず、当該標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳及び給与所得源泉徴収票により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（6 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理の誤りから申立期間当時に賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与支払届を提出したのは平成 21 年 7 月 14 日であるとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 広島厚生年金 事案 871

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を 41 万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、平成 4 年 1 月に A 社に入社し、5 年 11 月 30 日まで勤務した。しかし、私が同社を退職した後の同年 12 月 7 日付けで申立期間に係る標準報酬月額が 41 万円から 20 万円に引き下げられている。この記録訂正は事実と相違する不適正なものであるので、元の記録に戻してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 41 万円と記録されていたところ、申立人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日（平成 5 年 12 月 1 日）の 6 日後の同年 12 月 7 日付けで、同年 1 月に遡<sup>そきゆう</sup>及して 20 万円に訂正されており、また、同年 12 月 1 日以降に資格を喪失した申立人の同僚 22 人のうち 12 人についても、同年 12 月 7 日付けで標準報酬月額が遡<sup>そきゆう</sup>及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人に係る雇用保険受給資格者証により、退職前 6 か月の平均賃金日額が 1 万 4,053 円であったことが確認でき、当該賃金日額の 30 日分に相当する標準報酬月額は 41 万円であり、訂正前の標準報酬月額と一致している。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月 11 日から 53 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 51 年 5 月 11 日から 53 年 8 月末日までA株式会社の料理店で調理師として勤務した。当時、同社はB、C、Dに3店舗有しており、自分の日記を見ると、51 年 5 月 11 日にBの店で勤め始め、53 年 1 月からCの店に異動し、同年 8 月に退職したことが記載されている。また、勤め始めて少し経ったころ、厚生年金保険及び健康保険の加入手続きをし、厚生年金手帳と健康保険証を受け取った覚えがある。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された日記及び申立事業所の同僚4人の供述から、申立人は、申立期間において申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時、飲食業は厚生年金保険の強制適用業種ではなく、社会保険庁のオンライン記録により、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人の同僚4人は、申立事業所は厚生年金保険に加入していなかったため、自分で国民年金に加入していたと供述している。

さらに、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 9 月 11 日から 30 年 9 月 19 日まで

私は、昭和 27 年 9 月 11 日から 30 年 9 月 19 日まで A 事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、この期間について、同年 11 月 1 日に脱退手当金の支給を受けた記録になっている。

しかし、私は当時、脱退手当金制度があったことを知らず、請求をした記憶も無いので、申立期間について脱退手当金を受給した記録になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には脱退手当金を支給したことを示す「脱手」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 30 年 11 月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人と同時期に勤務し脱退手当金の支給記録がある同僚は、脱退手当金を受給したことを認めているほか、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できないのであるから、当該事業所を退職後、昭和 39 年 6 月まで別の事業所に勤務していない申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人が申立事業所に勤務していた時の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、次に勤務した事業所に係る台帳記号番号と異なっていることから、脱退手当金を受給したために番号が異なっていたものと推認できる。

加えて、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。